旭川医科大学
管理一体型 ESCO 事業

提案募集要項

令和元年 １１月

国立大学法人旭川医科大学

旭川医科大学管理一体型 ESCO 事業提案募集要項・目次

１　募集の趣旨 1

２　事業概要 1
⑴　事業名 1
⑵　契約方式 1
⑶　事業内容 1
⑷　事業場所 2
⑸　事業の範囲 2
⑹　事業スケジュール 3

３　応募条件 3
⑴　応募者 3
⑵　応募者の役割 3
⑶　応募者の資格 3
⑷　応募資格の制限 4
⑸　応募に関する留意事項 5

４　事業者選定の流れ 6
⑴　応募者 6
⑵　応募資格要件の確認 6
⑶　最優秀及び優秀提案の選定 6
⑷　詳細協議 6
⑸　事業者の選定 6
⑹　担当部局 6
⑺　ESCO 事業提案募集スケジュール 6

５　審査及び審査結果の通知 11
⑴　審査 11
⑵　審査の流れ 12
⑶　審査結果の通知及び公表 13
⑷　失格 13
（参考）提案募集審査のスケジュール 14

６　提示条件 15
⑴　事業の遂行 15
⑵　事業資金計画等 15
⑶　契約保証金 15
⑷　設計・施工，施設管理等に関する事項 15
⑸　ベースライン及び削減保証額の設定 16
⑹　ESCO サービス料の支払い等 16
⑺　施設管理等に関する事項 18
⑻　計測・検証に関する事項 18
⑼　その他 19

７　事業の実施に関する事項 19
⑴　誠実な業務遂行義務 19
⑵　ESCO 事業契約期間中の本学と事業者との関わり 19
⑶　本学と事業者との責任分担 19
表　予想されるリスクと責任分担 20

８　ESCO 事業提案提出書類・作成要領 22
（1）　ESCO 事業提案時の提出書類 22
⑵　作成要領 22

９　配付資料 24

10　ESCO 事業契約に関する事項 25
（1）　対象者 25
⑵　締結時期 25
⑶　ESCO 事業契約の概要 25

１　募集の趣旨

旭川医科大学（以下「本学」という。）では，平成 16 年 4 月に「旭川医科大学エネルギーの使用の合理化に関する規程」を定め，エネルギーの使用の合理化及び温室効果ガス排出抑制の推進に取り組んできた。

本学では，さらに省エネルギーの推進，環境負荷の低減及び光熱水費の効果的な削減を図るため，民間のノウハウ，資金，経営能力及び技術的能力を活用する ESCO(Energy Service Company)事業を導入し，省エネルギー改修及び施設管理等(運転管理・維持管理・エネルギー管理等を含む，以下同じ)において優れたノウハウを有する ESCO 事業者の提案により，当該施設における省エネルギー改修及び施設管理等を実施する計画である。

従って，本募集の目的は，優れたノウハウを活かした設計・施工，事業資金計画，運転管理方針及び施設管理等に関する一括提案（以下「ESCO 事業提案」という。）を公募し，最優秀提案 1 件と優秀提案 1 件を選定するものである。

また，当該 ESCO 事業において，最も優れた提案を行った事業者（以下「優先交渉権者」という。）が，本学とシェアード・セイビングス（民間資金活用型 ESCO 事業）契約（以下「ESCO 事業契約」という。）の締結について協議（補助金獲得の有無を含む。）し，合意に至れば，契約事業者（以下「事業者」という。）として ESCO 事業契約を締結し，本事業を実施する。

なお，募集内容のうち，本募集要項に記載のない事項については，「質問及び意見に対する回答書」によりその内容を確定するとともに，本募集要項(既存設備を含む施設管理等技術提案書作成要領を含む，以下同じ)及び「質問及び意見に対する回答書」の内容は，最終 ESCO 事業契約の一部となるものとする。

２ 事業概要

(1)　事業名

旭川医科大学管理一体型ＥＳＣＯ事業（以下「ESCO 事業」という。）

(2)　契約方式

シェアード・セイビングス契約(民間資金活用型)

(3)　事業内容

ア　事業者は，本学と締結する契約をもとに，設計・施工した省エネルギー改修設備等（以下「ESCO 設備」という。）により，ESCO 事業契約期間内において，ESCO 設備及び既存設備(範囲は別途提示：以下同じ)の施設管理等，光熱水費等削減額の保証，省エネルギー量効果を把握するための計測・検証及び省エネ提案等を含める包括的サービス（以下「ESCO サービス」という。）を本学に提供する。

ただし，提案による工事施工・運転管理は，本学施設･設備及び本学・病院の運営･業務に支障を与えないものとする。

イ　事業者は，ESCO 事業契約期間内において，ESCO 設備及び既存設備の施設管理等を自らの責任で行う。

ウ　事業者は，適切な計測・検証手法を導入し，ESCO 事業提案書に示す本学の利益及び光熱水費等削減額を保証する。

エ　事業者は，ESCO 設備及び既存設備に関する運転管理方針を示し，事業者及び本学は善良なる管理者の注意義務をもって，その運転管理方針に基づき各々の運転管理を行う。

オ　省エネルギー改修設備の導入については，(4)の事業場所の施設内等で行う省エネルギー改修工事及び指定改修設備について提案を受け付ける。

また，既存設備を含む施設管理等の見える化・効率化，設備台帳の作成等の ICT 導入・活用について提案を受け付ける。

なお，提案に独自性，先進性，特殊なノウハウや地域特性等への配慮が含まれること。ただし，設置後 10 年未満（平成 22 年度以降の設置）の機器の更新提案は不可とする。

なお，法定耐用年数に達していない機器の更新は，機器の残存価格以上のエネルギー削減効果がある提案に限る。

カ　事業者が設置した ESCO 設備の所有権は，ESCO 事業契約期間終了後に本学に移転（無償譲渡）するものとする。

なお，事業者は契約終了年度において，ESCO設備を整備（オーバーホール等）し，良好な状態で引き渡すものとする。また，ESCO事業提案書にESCO 設備毎に整備内容を記載すること。

キ　用語の説明

・管理一体型 ESCO 事業とは，ESCO 設備と既存設備を，一体的に施設管理等を行うことにより，標準型 ESCO 事業に比較し，より大きな省エネ効果を図る事業。

・ICT とは，Information and CommunicationTechnology で情報通信技術の略。

・光熱水費等削減額とは，ESCO 事業によるエネルギー削減量(電力，ガス等)に，本学が指定したベースライン単価を掛けた金額と ESCO 事業者提案による副次効果等の金額の合計額をいう。

（4）　事業場所

北海道旭川市緑が丘東２条１丁目１番１号（緑が丘東団地）

病棟，中央診療棟 A，中央診療棟 B，特殊診療棟，外来診療棟，中央機械室など

指定工事　西病棟及び東病棟給湯用補給水メーター取付

※施設管理等については，緑が丘東団地(延床面積 122,251 ㎡)を対象とする。

（5）　事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は，次のとおりとする。

ア　ESCO 設備に関する設計，施工，施工監理及びその関連業務，(4)で指定した改修設備に関する設計，施工，施工監理及びその関連業務

イ　工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務

ウ　省エネルギー設備に関わる補助金申請業務及び関連業務

エ　ESCO 事業契約期間内における本学への ESCO 設備を用いた ESCO サービス提供業務

オ　ESCO 事業契約期間内における ESCO 設備及び既存設備の施設管理等業務

カ　ESCO 事業契約期間内における既存設備を含めた運転管理方針に基づく運用改善・省エネ提案等を含めた提案・助言業務

キ　ESCO 事業契約期間内における省エネルギー量及び CO_2 排出削減量の計測・検証業務及び本学との詳細協議

ク　ESCO 事業契約期間内における光熱水費等削減額の保証

ケ　ESCO 事業契約期間終了後における，ESCO 設備の所有権移転業務

(6)　事業スケジュール

次のスケジュール（予定）で事業を行う。

ア	ESCO 事業提案書の受付	令和２年１月１５日（水）～３１日（金）
イ	優先交渉権者等の選定，結果通知・公表	令和２年２月２８日（金）
ウ	ESCO 事業契約の締結	令和２年８月　３日（月）予定
エ	設計・工事期間	ESCO 事業契約締結日～工事完成日
オ	試運転調整期間	工事完成日翌日～令和３年３月31 日（水）
カ	ESCO サービス開始期日	令和３年４月１日（木）
キ	ESCO サービス期間 事業者の提案による。（最大 15 年とする。）	

３　応募条件

(1)　応募者

ア　応募者は，ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ(複数の企業の共同)とする。

イ　グループで応募する場合は，事業役割を担う代表者を１社選定する。なお，参加表明時にグループ構成員を明らかにし，各々の役割分担を明確にする。

ウ　応募者は，応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続を行う。

エ　ESCO 事業提案書提出後において，事業経営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし，設立条件等に関しては，本学と協議をした上で合意を得るものとする。

(2)　応募者の役割

ア　応募者は，次の役割をすべて担い，グループの場合は各グループ構成員が以下の役割を分担する。

(ア)　事業役割：本学との対応窓口となり，金融などに関する業務及び契約等諸手続を行い，事業遂行のすべての責を負う。また，すべての書類の授受等において，本学との相手方となる。

(イ)　設計役割：設計に関する業務及び監理に関する業務をすべて実施する。

(ウ)　建設役割：建設に関する業務をすべて実施する。

(エ)　施設管理等役割：施設管理等に関わる業務を実施する。

イ　上記の各役割を担う企業が異なる場合には，各企業間で適正な覚書等を締結し，参加表明時に本学に締結した覚書等（写）を提出する。

ウ　事業役割が複数の企業で構成される場合は，企業間の事業役割に関する合意書(写)を本学に提出する。なお，その合意書には，事業役割の構成企業全社が，本学に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。また，事業役割の構成企業のうち１社が，代表者として本学との対応窓口となり，契約等諸手続を行い，事業遂行の責を負うものとする。

なお，合意書(写)は ESCO 事業提案書提出時に提出すること。

(3)　応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお，グループの場合は，グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

ア　応募者は，「４　事業者選定の流れ（7)ESCO 事業提案募集スケジュール イ 手続き(イ)参加表明書及び資格確認書類の提出」に示される提出書類により，本募集要項の内容を充分に遂行できると認められること。

イ　応募者は，各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案でき，削減量が達成でき

ない場合には，保証措置を講じることができること。

ウ　応募者は，省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額(ベースライン時の本学指定のエネルギー単価及び当該年度のエネルギー実勢単価を使用)を，計測・検証することができること。

エ　事業役割を担う応募者は，令和元・2・3 年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において，「A」の等級に格付けされていること。

なお，事業役割(金融等に関する業務)を担う企業が複数である場合は，少なくとも１社が本要件を満たしていること。

オ　事業役割及び建設役割を担う応募者は，平成 20 年度以降で病院(300 床以上)の省エネルギー保証を伴う ESCO 事業の実績があり，経営等の状況が良好であること。

なお，各役割を担う企業が複数ある場合は，少なくとも代表者が本要件を満たしていること。

また，施設管理等役割を担う応募者は，平成 20 年度以降で病院(300 床以上)の管理一体型 ESCO 事業の実績があること，又は，病院(300 床以上)の ESCO 事業において，当該 ESCO 事業者と施設管理等の下請契約を締結した実績があること 。

カ　設計役割を担う応募者は，平成 20 年以降で 2,000 ㎡の病院の建築設備の新築又は，全面的な改修工事の設計実績があること，又は，平成 20 年以降で病院(300 床以上)の ESCO 事業（ESCO サービスを除く）において，ESCO 事業者として設計業務を行った実績もしくは当該 ESCO 事業者と設計業務の下請契約を締結した実績があること。

キ　建設役割を担う応募者は，北海道内に拠点を持ち，建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第１項の規定により，提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

ク　建設役割を担う応募者は，令和元・2 年度文部科学省競争参加資格者の「管」において「A」等級及び「電気」において「B」等級以上であり，建設業法第 26 条に基づき，監理技術者を選任する。

ケ　施設管理等役割を担う応募者は，北海道内に拠点を持ち，令和元・2・3 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「A」等級に格付けされ，全国で病院(300 床以上)の施設管理等(病院施設全体を対象)の実績があること。

コ　既存設備の設計・施工及び省エネルギー可能性調査を実施した事業者であっても，本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げない。

(4)　応募資格の制限

次に掲げるものは，応募者又は応募者のグループ構成員となることはできない。

ア　本募集要項の配布の日以後に，国又は，地方公共団体から取引停止の措置を受けている者。

イ　本募集要項の配布の日以後に，国立大学法人旭川医科大学契約細則第４条及び第５条の規定に該当する者。

ウ　本募集要項の配布の日以後に，建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

エ　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第３又は，第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を，役員，代理人，支配人，その他の使用人又は，入札代理人として使用している者。

カ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。

キ　会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は，第 2 項の規定による更正

手続開始の申し立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更正事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は，第 2 項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者。又は，更正手続開始の申し立てをなされている者。ただし，同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者が，その者に係る同法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては，更正手続開始の申し立てをしなかった者，又は，更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

ク　最近１年間の法人税，事業税，消費税，地方税を滞納している者。

(5)　応募に関する留意事項

ア　費用負担

応募に関する書類(参加表明書，提案書等)の作成及び提出に係るすべての費用は，応募者の負担とする。

イ　提出書類の取扱い・著作権

提案書等は，「複製禁止」と記載すること。

また，提出書類の著作権は，それぞれの応募者に帰属するものとし，原則として提出書類は返却しないが，本学は，応募者に無断で本 ESCO 事業提案募集以外の目的において，提出書類を使用したり情報を漏らしたりすることはない。事業者の提出した書類の著作権に関しては，ESCO 事業契約締結時点で本学に帰属するものとする。

ウ　特許権等

ESCO 事業提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠，デザイン，設計，施工方法，工事材料，施設管理等方法等を使用した結果生じた責任は，事業者が負うものとする。

エ　本学からの提示資料の取扱い

本学が提示する資料は，応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ　1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は，1 つの提案しか行うことができない。

カ　複数の応募者のグループ構成員となることの禁止

1 応募者のグループ構成員は，他の応募者のグループ構成員となることはできない。

キ　グループ構成員の変更の禁止

応募者のグループ構成員の変更は認めない。ただし，やむを得ない事情が生じた場合は，本学と協議を行い，本学がこれを認めた時はこの限りではない。

ク　提出書類の変更禁止

応募後の提出書類の変更はできない。ただし，やむを得ない事情が生じた場合は，本学と協議を行い，本学がこれを認めた時はこの限りではない。

ケ　虚偽の記載の禁止

参加表明書又は ESCO 事業提案書に虚偽の記載をした場合は，参加表明書又は ESCO 事業提案書を無効とし，当該公募の参加資格を失う。また，各競争資格等の指名停止措置又は取引停止措置とする。

コ　本 ESCO 事業の結果を論文・講演等で公表する場合がある。また，その際，ESCO 事業者に協力を要請することがある。

４　事業者選定の流れ

（1）　応募者

本 ESCO 事業提案募集への応募者は，「３　応募条件」で定める応募資格要件を満たす者とする。

（2）　応募資格要件の確認

参加表明をした者の応募資格要件を確認し，条件を満たす応募者に対し，提案書の提出を文書等で要請する。応募資格要件を満たさない応募者に対しては，その旨を連絡する。

（3）　最優秀及び優秀提案の選定

提案書の審査は，本学等の学識経験者等及び本学の職員数名で構成する，旭川医科大学管理一体型 ESCO 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行い，提案の中から最優秀提案を１件及び優秀提案を１件選定する。

（4）　詳細協議

最優秀提案をした応募者は，優先交渉権者となり，本学との間で，以降の詳細診断の実施，包括的エネルギー管理計画書（最終提案，ただし，詳細な計測計画及び検証方法等を含む）の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進める。

なお，この際の協議は優先交渉権者の提案の範囲内で行われるものとする。

（5）　事業者の選定・契約

優先交渉権者は本学と詳細協議を行い，契約を締結する。なお，協議が整わない場合，本学は，次順位の優秀提案をした応募者と詳細協議を行い，契約を締結する。

なお，詳細協議（補助金獲得の有無を含む。）を行った結果，本事業を中止することがある。

（6）　担当部局

本 ESCO 事業提案募集に係る本学担当は，次のとおりとする。

担当窓口　：旭川医科大学総務部施設課施設企画係
住所　　：〒078-8510　北海道旭川市緑が丘東２条１丁目１番１号
電話　　：0166-68-2173
ＦＡＸ　　：0166-68-2169
E-mail　：sis-keiyaku@jimu.asahikawa-med.ac.jp
担当者名　：施設企画係

（7）　ESCO 事業提案募集スケジュール

ア　日程

ESCO 事業提案の募集及び選定は，次のスケジュール（予定）で行う。

(ア)　本募集要項配布	令和元年11月1日(金)～11月8日(金)
(イ)　募集要項等に関する質問受付	令和元年11月5日(火)～11月８日(金)
(ウ)　募集要項等の説明会（※1）	令和元年11月12日(火)
(エ)　募集要項等に関する質問回答	令和元年11月12日(火)
(オ)　参加表明書及び資格確認書類の受付	令和元年11月13日(水)～11月25日(月)
(カ)　参加資格確認結果及び提案要請書の通知	令和元年11月29日(金)
(キ)　現場ウォークスルー調査（※2）	令和元年12月2日(月)～12月6日(金)

(ク)　現地ウォークスルー調査後の質問の受付	令和元年12月2日(月)～12月13日(金)
(ケ)　現地ウォークスルー調査後の質問の回答	令和元年12月20日(金)
(コ)　ESCO事業提案書の受付	令和２年1月15日(水)～1月31日(金)
(サ)　プレゼンテーション	令和２年２月２０日(木)
(シ)　優先交渉権者等の選定，結果通知・公表	令和２年２月２８日(金)
(ス)　事業者とのESCO事業契約，結果公表	令和２年８月３日(月)予定

※1　説明会は，旭川医科大学本部管理棟２階第１会議室で午後１時 30 分から開催する。

説明会への参加希望者は，令和元年１１月８日（金）午後５時までに企業名・参加人数を書面にて、持参，郵送，FAX 又はメールで担当部局まで連絡するものとする。書式は自由とする。

なお，参加者数によっては，１応募者からの参加者数の調整を行うことがある。

また，説明会では，本要項等の再交付は行わないので，各者持参すること。

※2　現場ウォークスルー調査の内容は，現地視察，資料説明，質問等である。

なお，１応募者１日とし，各応募者から希望日を募り,指定日を通知する。応募者数が多い場合は，複数応募者１日とする場合がある。

イ　手続き

(ア)　質問及び回答

本要項及び資料に関する質問は，次により行う。

ａ　質問の方法

質問は，質問書（様式第１号）により，１問につき質問書１枚を使用し，複数の質問がある場合には様式をコピーして使用すること。なお，電話，口頭は不可とし，持参，郵送，メール(PDF データ)によるものとし，提出の後，着信等を電話にて確認する。未着の場合の責任は応募者に属するものとし，期間内の提出がなかったものとする。

また，後日質問書の PDF データをメール等に添付し，事業名と会社名を記入の上，下記ｃのメールアドレスに送信する。

ｂ　受付期間

令和元年１１月５日（火）～令和元年１１月８日（金）（必着）

午前９時～午後５時まで（午前 12 時～午後１時までは除く）

ｃ　場所　前記４（6）に同じ

ｄ　回答

回答は原則として，募集要項等の説明開示に文書等で配布するものとし，口頭による個別対応等は行わない。なお，回答は，本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(イ)　参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者及び応募者の構成員は，次により参加表明書及び必要書類を提出する。なお，提出は原則として持参とするが，郵送も可とする。郵送の場合は,「旭川医科大学 ESCO 事業提案に係る参加表明書及び資格確認書類在中」と封書に明記し，書留郵便又は配達記録郵便により送付すること。

ａ　提出期間　　令和元年 11 月 13 日（水）～令和元年 11 月 25 日（月）

午前９時～午後５時まで（午前 12 時～午後１時までは除く）

郵送の場合は，期間内必着とする。なお，未着の場合の責任は応募者等が負うものとし，期間内の提出がなかったものとする。

ｂ　提出先　　前記４（6）に同じ

c　提出書類

（a）参加表明書（様式第2号，代表事業者のみ）
（b）委任状（様式第3号，必要な場合のみ）
（c）グループ構成表（様式第4号，グループで参加の場合のみ）
（d）グループ構成員間の契約書又は覚書等（グループで参加の場合のみ写し可）
（e）機密保持誓約書（様式第5号）
（f）特定子会社等の構成計画書（特定子会社設立予定の場合のみ）
（g）印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行された正本）
（h）登記事項証明書（全部事項証明書）
（受付日前3か月以内に発行されたもの，写し可）
（i）納税証明書（最新決算年度のもの，写し可）
（j）財務諸表（最新決算年度のもの，写し可）
（k）会社概要（営業所一覧含む）
（l）設計業務実績一覧表（様式第6号，設計役割のみ）
（m）各資格者免許証（各代表1名分，設計役割のみ,写し）
（n）総括責任者・主任技術者等表（様式第7号，事業役割，設計役割，建設役割）
（o）監理技術者免許証（建設役割のみ，写し）
（p）企業状況表（様式第8号）
（q）特定建設業の許可証明書（建設役割のみ、写し可）
（r）ESCO 関連事業実績一覧表（様式第9-1号，事業役割，建設役割のみ）
（s）ESCO 関連事業実績契約書（事業役割，建設役割のみ，必要箇所の写し可）
（t）施設管理等実績契約一覧表（様式第9-2号，施設管理等役割のみ）
（u）施設管理等実績契約書（施設管理等役割のみ，必要箇所の写し可）
（v）全省統一競争参加資格決定通知「役務の提供等」（事業役割，施設管理等役割，写し可）
（w）文部科学省競争参加資格決定通知（建設役割のみ，写し可）

d　提出書類作成要領

応募者及び応募者のグループ構成員は，以下の書類を各１通ずつ 2 部提出すること。また，電子データについてもＣＤ等にて提出すること。各提出書類には，必ず書類番号を記した表紙とインデックスを付け，A4 ファイルに綴じること。

なお，(a)参加表明書，(c)グループ構成表，(d）グループ構成員間の覚書等，(e）特定子会社等の構成計画書はグループとして１通提出すること。

使用言語は日本語，通貨は日本国通貨，単位は計量法に定めるものとし，すべて横書きとする。なお，原則としてフォントは MS 明朝体 10.5 ポイントで統一すること。

（a）参加表明書（様式第2号）

（b）委任状（様式第3号）

当該ESCO事業において代理人を置く場合のみ提出すること。

（c）グループ構成表（様式第４号）

応募者のグループ構成員すべてを明らかにし，各々の役割分担（事業役割，設計役割，建設役割，施設管理等役割）を明確にすること。

（d）グループ構成員間の契約書又は覚書等

(c)のグループ構成表を提出し，グループとして応募する場合は，グループ構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の写しを提出すること。

（e）機密保持誓約書（様式第5号）

様式の通り応募者のグループ構成員すべてによる，機密保持誓約書を提出すること。

(f) 特定子会社等の構成計画書

ESCO事業提案書提出後において，事業運営を目的とした特定子会社等の設立を予定する場合は，その資本金，役員（予定），出資者，定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

(g) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で，受付日前3か月以内に発行されたもの。

ただし，登録印鑑の変更をした場合には，変更後の証明書を提出すること。

(h) 登記事項証明書（全部事項証明書）

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3か月以内に発行されたものをとじたもの（写しでも可）。

(i) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税，法人事業税の納税証明書を各１通ずつとじたもの。事務所が複数箇所ある場合には，本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること(写しでも可)。

(j) 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表，損益計算書，キャッシュフロー計算書，減価償却明細表，利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表をとじたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては，企業単体の他，連結決算分も提出すること(写しでも可能)。また，応募者の各グループ構成員は，上記の他に，有価証券報告書（報告書を作成していない場合は，税務申告書）の写しを併せて提出すること。

その他，本ESCO 事業について，関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は，その関係会社の財務諸表も添付すること。

(k) 会社概要

企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等（設立年，代表者役職及び氏名，資本金，年間売上金額，営業所一覧，従業員数，有資格技術職員内訳表，総括責任者・主任技術者等表（様式第７号），企業状況表（様式第８号）等）の項目を網羅したものを１部とじたもの。

なお，様式のあるものについては，様式に従い作成することとするが，上記の内容をすべて含んだ通常各社で使用しているパンフレット等による代用も認める。

(l) 設計業務実績一覧表（様式第６号）

設計役割企業は，様式第６号に示す設計業務の一覧を提出すること。

(m) 各資格者免許証（各資格の代表1名分，写し可）

有資格技術職員の内，各資格の代表1名分の資格者免許証(表・裏)の写しを提出すること。

(n) 総括責任者・主任技術者等表（様式第７号）

事業役割は，ＥＳＣＯ事業全般を総括する責任者名及び実務実績等を，様式第７号に記入し提出すること。

設計役割は，ESCO工事を設計する担当毎（機械，電気等）の主任技術者名及び実務実績等を，様式第７号に記入し提出すること。

建設役割は，ESCO工事を施工するに当たり建設業法に定める監理技術者等名及び実務実績等を，様式第７号に記入し提出すること。

(o) 監理技術者免許証（写し可）

建設役割における監理技術者の免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(p) 企業状況表（様式第８号）

(q) 特定建設業の許可証明書（写し可）

建設業法第3 条第1 項に規定する「特定建設業」の許可証明書を提出すること（写し可）。ただし，担当業務内容により，審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

(r) ESCO関連事業実績一覧表（様式第９－1号）

新規物件から平成２０年度以降7件以内で記載。

事業役割，建設役割は，様式に従い，以下の項目を網羅した事業実績表を作成する。

- 事業件名　：契約書上の正確な名称を記入する。
- 発注者名　：発注者名を記入する。
- 受注形態　：単独又はグループの別を記入する。
- 受注者名　：受注者名を記入する。グループ又は特定会社の場合は，参加した全ての者を記入する。
- 契約金額　：消費税相当額を含む金額の総額を記入する（単位千円）。
- 契約年月日　：契約締結日を記入する。
- 契約期間　：契約始期及び終期を記入する。
- 施設の概要　：施設の主な用途，構造・規模面積，工事完了年月を記入する。
- 主な契約内容：省エネルギー率，パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングス又はシェアード・セイビングス），保証の有無，計測・検証の有無も明記する。
  管理一体型ESCO事業の場合は，事業件名に関わらず，管理一体型ESCO事業であることを記入する。

(s) ESCO 関連事業実績契約書（必要箇所の写し可）

(r)に記載された契約を証明できるもの（各契約書における契約年月日と契約者の押印部分のコピー，設計概要書（ESCO設備の概要等），及び主な契約内容（保証の内容等）の説明書等）を提出すること。

(t) 施設管理等実績契約一覧表（様式第９－２号）

対象は，300床以上の病院とし，新規物件から平成20年度以降6件以内で記載全ての施設管理等役割は様式に従い，以下の項目を網羅した実績契約表を作成する。

- 事業件名　：契約書上の正確な名称を記入する。
- 発注者名　：発注者名を記入する。
- 受注形態　：単独又はグループの別を記入する。
- 受注者名　：受注者名を記入する。グループ又は特定会社の場合は，参加した全ての者を記入する。
- 契約金額　：消費税相当額を含む金額の総額を記入する（単位千円）。
- 契約年月日　：契約締結日を記入する。
- 契約期間　：契約始期及び終期を記入する。
- 施設の概要　：用途，施設管理等の対象建物面積，建物数を記入する。
- 主な契約内容：設備一括契約か単独契約の別，常駐の有無，人数を記入する。なお，施設管理が，管理一体型ESCO 事業として含まれる場合も，様式9-2 号に記載し，管理一体型ESCO事業であることを記入する。

(u) 施設管理等実績契約書（必要箇所の写し可）

(t)に記載された契約を証明できるもの（各契約書における契約年月日と契約者の押印部分のコピー及び主な契約内容等）を提出すること。

（v）全省統一競争参加資格決定通知「役務の提供等」（写し可）

応募者は，令和元・２・3年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の決定通知書を提出すること。なお，グループとして応募する場合であって，事業役割及び施設管理等役割を担う企業が，全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」を取得している応募者にあってはその決定通知書を，又は事業役割及び施設管理等役割を担うグループ構成員が個々に取得している全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の決定通知書を提出すること。

（w）文部科学省競争参加資格決定通知（写し可）

建設役割は，令和元・2年度文部科学省競争参加資格（建設工事）の「管」及び「電気」の決定通知書を提出すること。

(ウ) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認の結果は，令和元年１１月２９日（金）に文書で，本学から応募者（代表者）に郵送及びＦＡＸ又はメールで通知する。資格が確認された場合は，併せて提案要請書を送付する。なお，資格確認の基準日は，令和元年 11 月 25 日（月）とする。

(エ) ESCO 事業提案書の提出

提案要請書を送付された応募者は，現場ウォークスルー調査に参加後，次の手順により現場ウォークスルー調査結果及び本学が提供する「９　配付資料」に示す資料を基に，「８　ESCO 事業提案提出書類・作成要領」に従い ESCO 事業提案提出書類を作成し，関連資料も併せて提出すること。郵送の場合は提出日時までに必着とし，未着の場合の責任は応募者等に属するものとし，期間内の提出がなかったものとする。

なお，現場ウォークスルー調査の詳細については，提案要請書と併せて通知する。

a　日時　　令和２年１月 15 日（水）から令和２年１月 31 日（金）（必着）
午前９時～午後５時まで(午前 12 時～午後１時までは除く)
郵送も可（「旭川医科大学 ESCO 事業提案に係る提案書類在中」と封書に明記の上，書留郵便又は，配達記録郵便で送付する)。

b　場所　　上記４（6）に同じ

c　ESCO 事業提案提出書類
８　ESCO 事業提案提出書類・作成要領，（1）　ESCO 事業提案時の提出書類による。

(オ) 参加を辞退する場合

提案要請された応募者が以降の参加を辞退する場合は，参加辞退届（様式第 10 号）を１部，令和２年１月 31 日（金）までに本学へ持参又は郵送で提出すること。

５　審査及び審査結果の通知

(1)　審査

ESCO 事業提案(既存設備を含む施設管理等の提案を含む：以下同じ)の審査は，以下の要領で行う。なお，詳細は別途提示する「旭川医科大学管理一体型 ESCO 事業提案審査要項」による。

委員会は，「財政的評価」，「環境的評価」，「技術的評価」について，総合的に ESCO 事業提案書（既存設備を含む施設管理等提案書を含む。以下同じ。）内容実行能力の審査を行い，最優秀提案１件，及び優秀提案１件を選定する。なお，審査においては次の事項を重視する。

ア　財政的評価事項

(ア)　15 年間の保証利益（累計）が大きいこと。（※1）

(イ)　ESCO 事業契約期間中の各年で本学の保証利益がある程度見込まれること。

(ウ)　光熱水費等削減保証額が高いこと。
(エ)　資金調達計画が信頼できること。
(オ)　ESCO 事業契約期間が可能な限り短いこと。
(カ)　ESCO 事業に係る補助金等の獲得可能性の提案があること。
(キ)　施設管理等の費用が適正であること。また，ESCO 事業契約期間中の施設管理等費等の費用削減の提案があること。
(ク)　ESCO 事業契約期間終了後のメンテナンス費等の本学負担額が可能な限り少なくなる提案があること。

イ　環境的評価事項
(ア)　緑が丘東団地全体のエネルギー削減率が大きいこと。
(イ)　既存設備を含む施設管理等による省エネルギー効果が十分にあること。
(ウ)　CO_2 排出量の削減効果が高いこと。
(エ)　工事中の NOx, SOx, ばいじん, 騒音等についての環境対策が考慮されていること。
(オ)　機器等を屋外設置する場合は，大学及び病院景観にふさわしい配慮がなされていること。

ウ　技術的評価事項
(ア)　技術提案に具体性・妥当性があり，提案理由や提案根拠が明確なこと。
(イ)　工事施工及び施設管理等期間中に，本学施設の運営・業務に支障をきたさないこと。
(ウ)　技術提案に独自性，先進性，特殊なノウハウや地域特性等への配慮が含まれること。
(エ)　既存設備の更新に係る改修が考慮されていること。
(オ)　既存設備を含む施設管理等，計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること。
(カ)　優れた品質管理を行い，期限までに確実に工事を完了し，本学にESCOサービスの提供ができること。
(キ)　既存設備を含む施設管理等の見える化・効率化，設備台帳の作成等の ICT 導入・活用の提案に，具体性・妥当性があること。
(ク)　提案の安全性，信頼性，災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。
(ケ)　ESCO 事業契約期間終了後の対応（施設管理等を含む）について提案があること。
(コ)　提案が全体としてバランスが良く優れ，プレゼンテーションの内容が分かりやすいこと。
(サ)　施設管理等役割を担う応募者が病院（３００床以上）の管理一体型 ESCO 事業の実績があること。
(シ)　各役割（事業役割，設計役割，建設役割，施設管理等役割）を担う応募者が ISO を取得していること。

※1　応募者が提案する事業期間に関わらず，すべての提案について，ESCO 設備導入後 15 年間の保証利益（累計）を評価する。 なお，ここでいう保証利益（累計）とは，「15 年間の保証削減額－ESCO 事業契約期間中の ESCO サービス料の総額」であり，保証削減額の算出の基準となるベースラインは，別途提示するエネルギー等使用量に本学から提供されるエネルギー等単価を用いて算定した金額とする。

(2)　審査の流れ

ESCO 事業提案の審査に当たっては，以下の要領で行う。

ア　応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに，「財政的評価」，「環境的評価」，「技術的評価」について，総合的に ESCO 事業提案書（既存設備を含む施設管理等提案書を含む。以下同じ。）内容の実行能力を審査する。

イ　上記の審査結果に従い，総合得点の最も大きい提案をした最優秀提案者を優先交渉権者

とする。その他，次順位の優秀提案をした者を，次選交渉権者として選定する。

⑶　審査結果の通知及び公表

ア　審査の結果は文書で通知する。原則として，電話等による問い合わせには応じない。

イ　審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ　審査結果は，併せて本学施設課のホームページ（入札・契約関係）で公表する。
（http://www.jimu.asahikawa-med.ac.jp/shisetsu/）

エ　審査の内容については説明しない。

オ　委員名は公表しない。

⑷　失格

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

ア　提出期限内に，提出書類が提出されなかった場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合（審査委員に接触した場合も含む）

エ　現場ウォークスルー調査に不参加であった場合

オ　本募集要項（既存設備を含む施設管理等技術提案書作成要領を含む）に違反すると認められる場合

（参考）提案募集審査のスケジュール

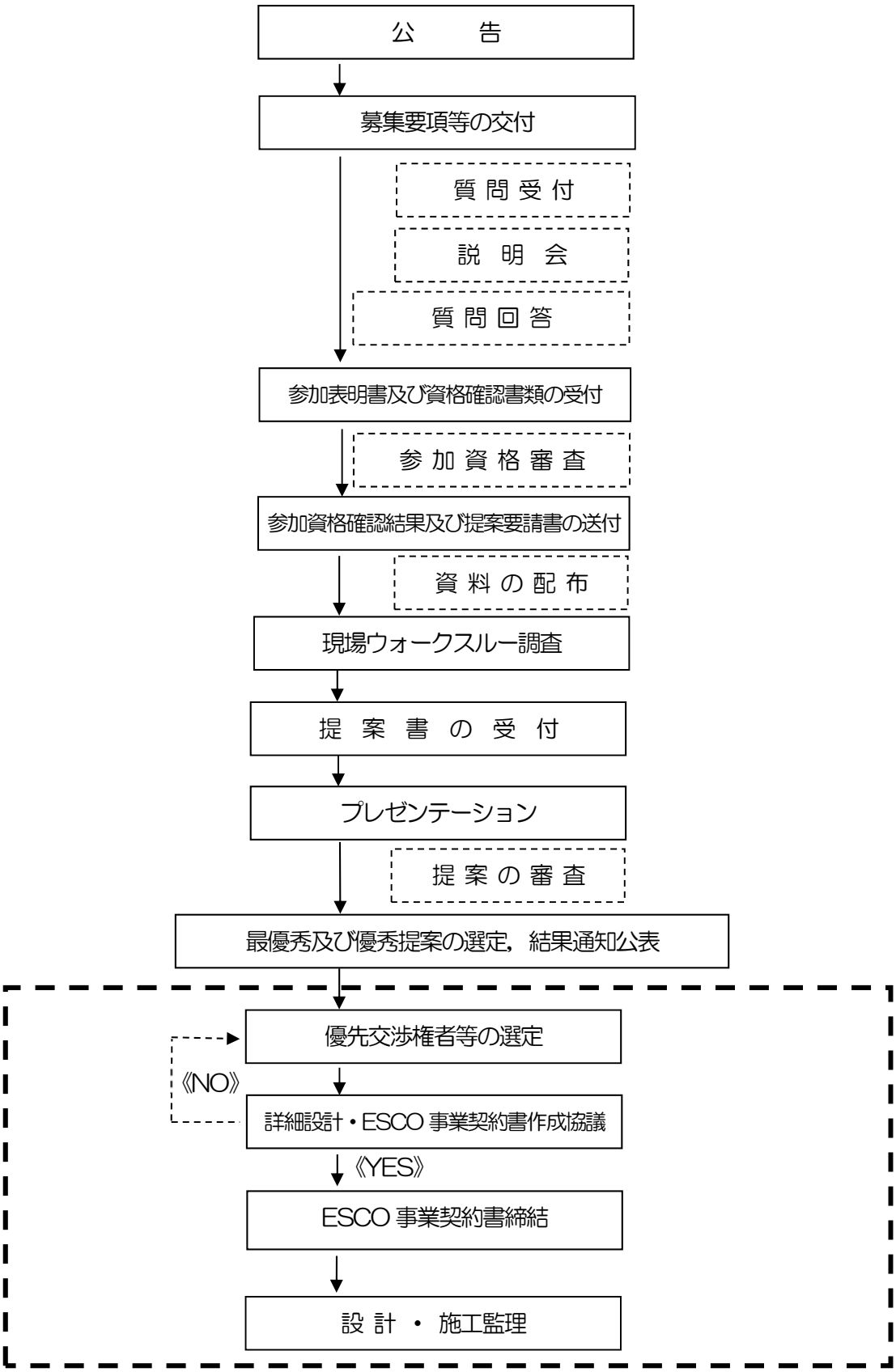

６　提示条件

応募者は，以下に提示する条件に基づき，ESCO 事業提案提出書類を作成すること。

（1）　事業の遂行

ア　令和３年３月３１日までに省エネルギー改修工事等を完成させ，令和３年４月１日から ESCO サービスの提供を開始すること。

イ　「2　事業概要（5）事業の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

（2）　事業資金計画等

ア　提案する省エネルギー改修に要する費用の全額を事業者が負担し，本学は，原則として，本事業に必要な ESCO サービス料を ESCO 事業契約期間にわたり毎年度均等に支払う。

なお，本学は ESCO サービス料の期限内前倒し償還について，事業者と協議できるものとする。ただし，ESCO 事業契約期間は変更しないものとする。

（3）　契約保証金

ア　事業者は建設工事の履行を確保するため，工事に関わる費用の総額の１００分の１０以上の契約保証金を ESCO 事業契約締結時に本学に支払うこと。契約保証金は，工事完了時に事業者へ還付するものとする。

イ　契約保証金を免除する場合は次による。

各事業着手日から ESCO サービス開始期日までを期間として，当該 ESCO 事業の対象設備に係る設備費，工事費，調査設計費及び施工監理費に相当する金額の 100 分の 10 以上について，本学又は事業者を被保険者とする公共工事履行保証保険契約を締結し，事業契約締結後速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を本学に寄託すること。なお，事業者を被保険者とする公共工事履行保証保険契約が設計役割，建設役割を担う企業によって締結される場合は，事業者の負担により，その保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を本学のために設定するものとする。

（4）　設計・施工，施設管理等に関する事項

次に示す施設概要データの他，「９　配布資料」に示される資料を参考に，建物設備概要，エネルギー消費実績，省エネルギー診断，省エネルギー手法とその省エネルギー性能，改修費用，光熱水費等削減額，計測・検証手法等を示す ESCO 技術提案書を作成すること。

また，既存設備を含む施設管理等技術提案書（別途）を作成すること。

なお，工事は公共建築工事標準仕様書・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事，電気設備工事，機械設備工事）の最新版に基づき施工する。

ア　施設概要データ

（ア）　ESCO 事業実施箇所

旭川医科大学緑が丘東団地　旭川市緑が丘東２条１丁目１番１号

（イ）　敷地面積・用途地域

緑ヶ丘東団地　231,828 ㎡　第２種中高層住居専用地域

（ウ）　ESCO 事業を実施する主な建物の構造規模・完成年

棟名称	延床面積	構造	完成年
外来診療棟	5,177 ㎡	SR3	1976
東病棟	12,612 ㎡	SR10-1	2011
西病棟	24,518 ㎡	SR11-1	1976
中央診療棟Ａ	5,342 ㎡	R3	1976
中央診療棟Ｂ	3,676 ㎡	R3	1976
特殊診療棟	2,801 ㎡	R4	1981
中央機械室	3,055 ㎡	R2	1974

(エ)　指定工事・・・・西病棟及び東病棟給湯用補給水メーター取付

(5)　ベースライン及び削減保証額の設定

ア　ベースラインの設定

応募者は，別途提示するエネルギー等使用量に本学から提供されるエネルギー等単価を用いて算定した金額を，各社統一の改修計画の基礎となる応募時のベースラインとする。

イ　光熱水費等削減予定額及び削減保証額の設定（既存設備の施設管理等の運用改善等による光熱水費等削減を含む）

(ア)　応募者は，技術提案（既存設備を含む施設管理等技術提案を含む）の内容に従い，計算方法等を明示した上で，省エネルギー改修後の光熱水費等削減額を算出し，これを「削減予定額」とする。

(イ)　応募者は，「削減予定額」の範囲内で，最低限保証する「削減保証額」を示すこと。この際，「削減保証額」の設定は削減予定額の８０%以上，かつ ESCO サービス料を上回るように設定しなければならない。なお，「削減予定額」から「ESCO サービス料」を減じたものを「本学の利益」とし，「削減保証額」から「ESCO サービス料」を減じたものを「本学の保証利益」とする。

(6)　ESCO サービス料の支払い等

ア　支払期間

応募者の提案する契約期間とする（ただし，最大 15 年とする。）。

イ　支払方法

(ア)　ESCO 事業契約期間の各年度にわたる均等払いとし，支払い回数（１回払い）と時期は当該年度末払いとする。ただし，(ウ)，(エ)並びに（オ）の結果による。この際，初年度の支払額は，ESCO サービス開始期日から年度末までの期間の日割り計算とする。

なお，本学は ESCO サービス料の期限内前倒し償還について，事業者と協議できるものとする。ただし，ESCO 事業契約期間は変更しないものとする。

(イ)　事業者は，適正に ESCO サービス料を算定し本学に請求する。

(ウ)　本学は，当該各年度において，事業者の請求に基づき ESCO サービス料を支払う。

ただし，実現する光熱水費等削減額が削減保証額を下回る場合には，当該年度分の ESCO サービス料は，「削減保証額－実現した光熱水費等削減額」分が減額されるものとする。

(エ)　「実現した光熱水費等削減額－本学の保証利益」が０又は負の値となる場合は，当該年度分の ESCO サービス料は支払われないものとする。なお，事業者は，上記の場合において，「実現した光熱水費等削減額－本学の保証利益」が負の値となった場合は，「当該年度に要した光熱水費＋本学の保証利益」から ESCO 事業契約で定めたベースラインの額を減じた額を本学に支払うものとする。

ただし，事業者の申し出を受け本学が妥当と判断し，ベースラインの見直しに係る要件に該当する場合は，上記の限りではない。

(オ)　実現した光熱水費等削減額が削減予定額を上回る場合は，契約書で決めるものとする。

(カ)　ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については，事業者との協議の上，ESCO 契約書で定めるものとする。

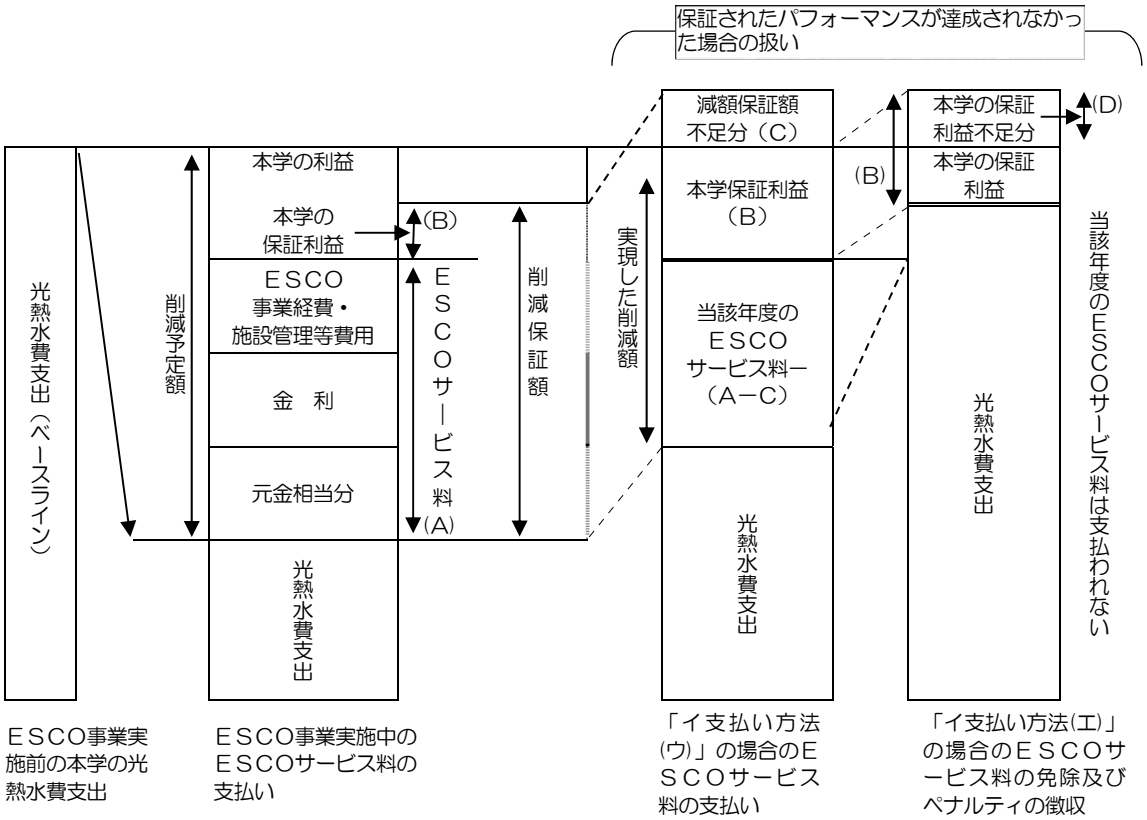

図　ＥＳＣＯサービス料の支払い方法(施設管理費等は除く)

注）ただし，図中の「本学の利益」は，当初に応募者が提示するものとする。

ウ　ESCO サービス料の総支払額

ESCO サービス料の総支払額は，以下に示す元金相当費用，金利，ESCO 事業者の事業経費及び施設管理等費用を加えた額とする。

(ア)　元金相当費用

a　詳細診断，設計を含む包括的エネルギー管理計画書作成及びその関連業務に係る費用

b　省エネルギー改修工事及びその関連業務に係る費用

c　ESCO 設備の施設管理等に係る費用

d　計測・検証に係る費用

e　既存設備以外の新たに導入した設備に関する施設管理等に係る費用

f　ESCO 事業契約に係る経費　（なお，印紙代は事業者負担とする。）

g　ESCO 設備の所有権の移転に係る費用

h　履行保証保険に係る費用

i　租税（税種別に示す。）

(イ)　金利

a　金利は，応募者の提案による。

b　固定金利で，商取引上妥当な数字を提案するものとする。

(ウ)　事業者の利益

応募者の提案により，設定するものとする。

(エ)　既存設備の施設管理等費用

エ　光熱水費削減保証とベースラインの調整方法

(ア)　当該年度の光熱水費のベースラインが，外気温や利用者数，使用建物・部屋数・面積・用途・その利用率，設備機器容量・その稼働率，エネルギー価格，運転管理方法等の大幅な変更や著しい変動等のベースラインの見直しに係る要件（以下「ベースライン変動要因」という。）に該当する時は，事業者の申し出を本学が妥当と判断した場合，ベースラインの調整を行い，改めて本学と事業者の協議のもと，保証額を見直すことができる。

(イ)　既存設備の施設管理等の範囲及びその変更に伴うベースラインの見直しは，毎年度本学と事業者で協議する。

(ウ)　ベースライン変動要因に基づいたベースラインの見直しにより修正された削減額の算定については，事業者が合理的な根拠を示して資料を作成し，本学と協議を行い，承諾を受けなければベースラインの調整を行うことはできない。

(エ)　事業者は，ベースラインの見直しの詳細について別途計算方法等を示すこと。

オ　ESCO サービス料に係る債権の取り扱い

事業者は，ESCO サービス料に係る債権を第三者に譲渡する，又は ESCO サービス料に係る債権に対する質権の設定，あるいはこれを担保提供することはできない。

(7)　施設管理等に関する事項

ア　運転管理方針の提示

事業者は，ESCO 設備及び既存設備に関する最適な「運転管理方針」を作成し，本学の承諾を受けること。事業者及び本学は，善良なる管理者の注意義務をもって，その運転管理方針に基づき，ESCO 設備及び既存設備に関し，事業者が運転管理を行うものとする。

なお，事業者は，本学の同意のもとに，必要に応じて既存設備に関する運転状況を調査し，本学に対して助言及び適切な運転管理の指導を行う。

また，事業者は，より効果的な運転管理やエネルギー管理，設備機器等の修繕･更新等について，必要なアドバイスを適宜行い，本学と運転方法やエネルギー管理等について協議する。

イ　ESCO 設備及び既存設備の施設管理等

事業者は，　ESCO 設備及び本学の保全業務仕様書（別紙）に基づく既存設備の施設管理等計画書を提出し承諾を受け，ESCO 設備及び既存設備の施設管理等を自らの責任と負担で行う。事業者は，ESCO 設備及び既存設備の施設管理等状況について，毎年度，本学に報告しなければならない。その施設管理等が計画どおりでなく，若しくは不十分である時，本学は事業者に対して必要なメンテナンスを命ずることができる。

ウ　財産の資産（建物）使用許可手続

事業者は，ESCO 設備等の設置に伴い，財産の資産（建物）使用許可手続が必要な場合，所定の使用料の支払い等について，本学と協議することができる。

エ　保険について

事業者は，ESCO 設備について，自己の負担で保険に加入する。なお，加入する種類，内容等は本学と協議のうえ定める。

ただし，次の保険には加入すること。

①　火災，落雷，水害等の天災，設備の爆発，電気的又は機械的事故及び偶発的な事故によって ESCO 設備の損害について補償する保険

②　運転中の ESCO 設備が事故又は故障したことにより，他人の身体の障害又は財物の損壊を発生させ，損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険

(8)　計測・検証に関する事項

ア　計測・検証手法

事業者は，光熱水費等削減による本学の利益を保証しなければならず，提案により示した光熱水費等削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するため，適切な計測・検証手法を本学に提示し承諾を受け，ESCO 事業契約期間中，ESCO 設備の計測・検証を行う。本学側も適宜，計測結果の検証を行うことがある。また，既存設備についてもエネルギー管理上の必要に応じて計測･検証を行う。

イ　計測・検証結果

事業者は，計測・検証結果を成果報告書としてサービス開始から契約期間終了まで毎月，文書で提出する。ただし，当初の３年間は毎月，４年目以降の契約期間中においては，定期的（年６回）及び必要時に，本学の指定場所において報告すること。また，本学の要求した計測・検証結果については，適宜本学と協議すること。

なお，報告は計測・検証結果の他，運用改善・省エネ提案，チューニング等の協議・報告も併せて行う。

ウ　報告への疑義

事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合，本学は，第三者（本学の学識経験者を含む）に依頼して計測・検証を行うことができる。この結果が事業者によるものと著しく乖離する時は，本学は，事業者に対し，その費用を要求することができる。この際，事業者は新たな計測・検証手法を本学に提示した上で，本学と協議を行い合意する必要がある。

(9)　その他

優先交渉権者は，詳細診断終了後，ESCO 事業提案に基づき包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）を作成するものとする。包括的エネルギー管理計画書に盛り込む提案内容については，本学と詳細に協議する。本学と詳細協議で合意した包括的エネルギー管理計画書に疑義が生じた場合は，本学と優先交渉権者の両者で誠意をもって協議する。

なお，ESCO 事業提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が著しく乖離する場合，本学は次選交渉権者との ESCO 事業契約交渉を開始する。この際，交渉権を失った優先交渉権者が行った包括的エネルギー管理計画書の作成に係る経費を，本学に請求することはできない。

また，本募集要項に定めるほか，ESCO 事業提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合は，各応募者に通知する。

７　事業の実施に関する事項

(1)　誠実な業務遂行義務

事業者は，包括的エネルギー管理計画書，本募集要項，配布資料（保全業務仕様書等）及び ESCO 事業契約書等に基づき，誠実に業務を遂行する。

なお，業務遂行に当たって疑義が生じた場合は，本学と ESCO 事業者の両者で誠意を持って協議する。

(2)　ESCO 事業契約期間中の本学と事業者との関わり

ESCO 事業は，事業者の責により遂行される。また，本学は ESCO 事業契約書に定める方法により，事業実施状況について確認を行う。

(3)　本学と事業者との責任分担

ア　基本的考え方

応募者がその省エネルギー改修に関するノウハウを最大限に発揮し，省エネルギーや光熱水費削減等を図るための ESCO 事業提案は，事業者選定の最大の根拠であり，信頼性のあるものでなければならない。このため，ESCO 事業提案が達成できないことに

よる損失は，原則として事業者のみが負担しなければならない。

ただし，異常気象や施設の運営状況の大幅な変動等，事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は，事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより，本学と別途協議を行うこととする。

イ　予想されるリスクと責任分担

本学と事業者の責任分担は，原則として次の表(予想されるリスクと責任分担)によることとし，応募者は負担すべきリスクを想定した上で，ESCO 事業提案を行うこと。

なお，現段階で分担が決定されていないもので，本学が責任を負うべき合理的な理由があるものについては，別途協議を行う。

ウ　事業の継続が困難となった場合における措置

本学と事業者は，ESCO 事業契約書において，事業の継続が困難となった場合を想定し，その事由毎に責任の所在と対応方法を定める。

エ　税制リスクに対する考え方

税制リスクの負担関係については，下記のとおりとする。

(ア)　消費税

消費税は事業者が販売する物品・サービスの価格に含めて次々と転嫁され，最終的に物品・サービスを購入しサービスの提供を受ける者が負担する税である。そのため，消費税に関してはサービス料の支払者である本学が負担する。

(イ)　消費税以外の税

法人税等の収益目的税は，法人の企業活動によって得られる所得に対する課税であったり，地域社会の費用を多数のもので負担するための課税であり，本来的に事業者負担の税である。このため，法人税率等が引き下げられる等のプラスのリスクも含めて，法人税等に関するリスクは事業者が負担する。

(ウ)　税の新設

税の新設がなされた場合，当該新税がサービスを享受するものが支払うべき税である場合にはサービス料の支払者である本学が負担し，地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが支払うべき税である場合には事業者が負担する。これに該当しない場合は，本学及び事業者が協議し負担する。

表　予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本学	ESCO
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	効果保証の未達	ESCO事業提案の低減が達成できない場合		○
	安全性の確保	設計・建設・施設管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・施設管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	事業の中止・延期	施設建設に必要な許可等のうち，事業者が取得すべきものの取得遅延によるもの		○
		本学の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	○	
		事業者の事業放棄，破綻によるもの		○
		本学の事業放棄によるもの，及び本学の責によるもの。	○	
設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象）	○	○
	設計変更	本学の提示条件，指示の不備によるもの	○	

		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
施工段階	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象）	○	○
	用地の確保	設置場所の確保	○	
	立ち入り許可	必要な施設への立ち入り許可。	○	
	設計変更	本学の提示条件，指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	本学の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	本学の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	引き渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
支払関連	金利の変動	金利の変動		○
	支払遅延・不能	本学の責による，支払の遅延・不能によるもの。	○	
		計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		○
		省エネルギー保証行為の不履行		○
施設管理等関連	計画変更	用途の変更等，本学の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入り許可	合理的な事由に因らない場合であって，必要な施設への立ち入り許可がおりない場合の事業未遂行	○	
	施設管理等費の変動	社会的条件，制度の変更等による施設管理費の変動	○	
		事業者の責による施設管理等費用の増大		○
	第三者賠償	施設管理等における第三者への損害賠償義務	○	○
	ESCO設備の損傷	本学の過失又は，本学の施設に起因するESCO設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するESCO設備の損傷		○
	本学の施設・設備の損傷	事業者の故意・過失に起因する本学の施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による本学の施設・設備の損傷	○	○
	瑕疵担保	ESCO設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災・戦争などの不可抗力による本学の施設の損傷	○	○
		火災・天災・戦争などの不可抗力によるESCO設備等の損傷	○	○
計測・検証	設備の不良	ESCO設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な本学からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況，稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		気候の大幅な変動	○	○
		上記以外の変動要因の場合	○	○
保証関連		要求仕様不適合（施工不良を含む）による施設・設備への損害		○
		仕様不適合による，本学の施設・設備への損害		○

８　ESCO 事業提案提出書類・作成要領

（1）　ESCO 事業提案時の提出書類

ESCO 事業提案提出書類は，様式第１１号の提案提出書により提出書類の構成を示した上で，以下の各提出書類に表紙をつけ提出する。

ア　提案提出書　（様式第１１号）

イ　提案書表紙（各提案書用１０種類）　（様式参考 1）

① ESCO 事業資金計画書　（様式第１２号～第１７号の２）

② ESCO 技術提案書　（様式第１８号～第２５号）

③ ESCO 設備施設管理等技術提案書　（様式第２６号）

④ 計測・検証方法提案書　（様式第２７号）

⑤ 運転管理方針提案書　（様式第２８号）

⑥ 緊急時対応方法提案書　（様式第２９号）

⑦ 主要機器等の設置箇所提案書　（様式第３０号）

⑧ 提案総括表(既存設備を含む施設管理等技術提案を除く)（様式第３１号）

⑨ 既存設備を含む施設管理等技術提案書　（様式第 32～36 号）

⑩ 企業間の事業役割に関する合意書(写)（事業役割が複数の企業で構成される場合のみ）

なお，提案書の各ページの下中央に通し番号を記すとともに，右下に本学が送付した提案要請書に記載されている提案要請番号が記入できる欄を作成し，「(2)作成要領ア一般的事項(ウ)」に基づき作成すること。上記「①ESCO 事業資金計画書」及び「②ESCO 技術提案書」の作成要領は，「(2)作成要領」に個別に示す。また，上記「③ESCO 設備施設管理等技術提案書」～「⑨既存設備を含む施設管理等技術提案書」の作成は，各様式の項目に従い，各応募者の書式によるものとする。

（2）　作成要領

ア　一般的事項

(ア)　使用言語は日本語，通貨は日本国通貨，単位は計量法に定めるものとし，すべて横書きとする。なお，原則としてフォントは MS 明朝体 10.5 ポイントで統一すること。

(イ)　ロゴマークの使用を含めて，応募者名(グループ構成員を含む)等が分かる表記を避ける。

(ウ)　各提案書類については，以下の２種類及び電子データを用意すること。

ａ　各書類の右下に，本学から送付された提案要請書に記載されている提案要請番号を記載したもの。ただし，住所，会社名，氏名等の表示はしないこと。（各１部）

ｂ　各書類の右下の「提案要請番号」の箇所を空欄としたもの。（各 10 部）

(エ)　各提案書には，様式参考２により，上記(ウ)の ａ及び ｂのとおり２種類の ESCO 事業提案書表紙をそれぞれ付し，A4 判ファイルとじにより提出すること。

イ　ESCO 事業資金計画書

次の(ア)～(エ)に関しては，様式第１２号～第１７号の２に従い作成する。消費税に関しては，金額に含むこと。なお，既存設備の更新に係る改修分とそれ以外の工事費用を区分して提案することとする。

(ア)　費用等積算書

ａ　工事費，その他人件費等経費積算書

「６　提示条件⑹ウ(ア)元金相当費用」に示したものを積算し，様式第 12 号の２～4 を例に公共建築積算基準等を利用し作成し，単価の根拠を明らかにすること。金利及び応募者の経費も明示して計上すること。

b　費用等積算表（元金相当費用一覧）

様式第１４号により，「６　提示条件⑹ウ(ア)元金相当費用」に示した元金相当費用の積算と，その積算根拠を示したものを提出すること。

(イ)　ESCO 事業契約期間償還表

様式第１５号の ESCO 事業収支計画表により，ESCO 事業契約期間内の償還表を作成し，提出すること。ただし，既存設備等の施設管理等費は除く。

(ウ)　長期収支計画表

様式第１６号により，ESCO 事業契約期間中及び契約終了後においての，15 年間の収支計画及び資金計画を，項目ごとに示したものを提出すること。

ただし，既存設備の施設管理等費は除く。

(エ)　資金計画表

様式第１７号の 1～2 により，資金調達に関する考え方，外部借入の内訳，その他資金調達手法，過去の借入実績を示したものを提出すること。また，金融機関からの借入れをする場合は，予定する金融機関との協議状況を記載すること。

ウ　ESCO 技術提案書

(ア)　省エネルギー改修提案(指定改修設備も含む)の概要を，改修項目ごとに改修箇所，制御方法，費用，省エネルギー効果，光熱水費等削減効果，二酸化炭素排出削減効果，ベースライン消費量，削減額と削減保証額及び算定根拠等を様式第 19 号～25 号により提出すること。

(イ)　騒音・振動等の発生の予想される工法･機器等の設置については，その減音対策･防振対策や予想騒音値・振動値の根拠を付して記述すること。

(ウ)　エネルギーに関する計算は，下記の換算値で行うこと。また，二酸化炭素排出を算定する際の電力の発生原単位については，全電力平均で計算すること。

エネルギー単位熱量（一次エネルギー換算）

エネルギー源の種類	単位熱量	備　　考
都市ガス（13A）	45.0GJ/k㎥	旭川ガス(株)
電力　（昼間）	9.97GJ/千 kWh	夜間買電を行う場合においては，８時から２２時までの消費電力量については１kWh につき 9.97MJ と，２２時から翌朝８時までの消費電力量については１kWh につき 9.28MJ とする。
電力　（夜間）	9.28GJ/千 kWh	

CO_2 排出係数

燃料の種類	CO_2 排出係数	備　　考
都市ガス（13A）	2.27kg-CO_2/KN㎥	旭川ガス(株)
電気事業者から供給された電気	0.666kgCO_2/千 kwh（平成 29 年度実績）	北海道電力（株）国の公表値，実排出係数

(エ)　ESCO 事業契約期間終了後の対応（施設管理等を含むこと。）について提案すること。

③　ESCO 設備施設管理等技術提案書

様式第 26 号の項目に従い，各応募者の書式で作成する。

④　計測・検証方法提案書

様式第２７号の項目に従い，各応募者の書式で作成する。

⑤　運転管理方針提案書

様式第２８号の項目に従い，各応募者の書式で作成する。

⑥　緊急時対応方法提案書

様式第２９号の項目に従い，各応募者の書式で作成する。

⑦　主要機器等の設置箇所提案書

様式第３０号の項目に従い，各応募者の書式で作成する。

⑧　提案総括表(既存設備等を含む施設管理等技術提案を除く)

様式第３１号の項目に従い作成する。

⑨　既存設備を含む施設管理等技術提案書

様式第３２～３６号の項目に従い作成する。

⑩　企業間の事業役割に関する合意書(写)

事業役割が複数の企業で構成される場合のみ作成する。

様式は各応募者の書式とし，以下の条項を含めて記載する。

・事業役割の構成企業全社が，本学に対し連帯責任を負う旨を示す条項

・事業役割の構成企業のうち１社が，代表者として本学との対応窓口となり，契約等諸手続を行い，事業遂行の責を負う。

９　配付資料

提案要請書と併せて応募者に送付される配付資料は次のとおりとする。なお，配布方法はＣＤ等により電子媒体で配布する。

（1）　施設概要

（2）　平成 28 年４月から令和元年８月の月別光熱水費，使用量
ベースライン（※1）となるエネルギー等使用量及びエネルギー等料金（※2）

（3）　熱源系統図，単線結線図，自家発電設備図，各種データ(※3)，機器台帳（その他の図面等については，現場ウォークスルー調査時に公開する。）

（4）　旭川医科大学保全業務仕様書（別紙）

（5）　旭川医科大学契約細則，役務提供契約基準

（6）　旭川医科大学工事請負契約細則

（7）　既存設備を含む施設管理等技術提案書作成要領

（8）　提案審査要項

（9）　提案審査評価項目審査要領

(10) 提案審査評価項目

(11)指定工事参考図

※1　ベースラインエネルギー使用量は上記(2)の期間の内，平成 28 年４月～平成 31 年３月までのエネルギー使用量の年平均値とする。

※2　ベースライン単価は，上記(2)の期間の内，平成 30 年４月～平成 31 年３月までの料金（税抜き）の合計をその期間のエネルギー使用量で除したものとする。

※3　ESCO 事業技術提案に基づく，既存各熱源機器等のベースとなるエネルギー使用量・運転時間等は，本学が提示する中央監視等のデータに，不足又は不備，数値の不足又は不備等があるので，本学が追加測定した平成 30 年９月～令和元年８月までの一部熱源の電流値計測データと常用発電機稼働実績，中央監視計測電力量データ，設備日報，空調運転時間・設定温度一覧表，病院 24 時間点灯照明一覧表も参考にウォークスルー調査を行い，ESCO 事業者が総合的に判断して算出する数値とする。

また，ESCO 事業提案で新たに設置する設備機器のエネルギー使用量・運転時間等は，既存設備機器等の運転状況から，新設する設備機器の運転状況を勘案し，ESCO 事業者が総合的に判断した数値とする。撤去する設備機器等のエネルギー使用量・運転時間等は，上記で，ESCO 事業者が総合的に判断して設定する数値とする。

なお，ウォークスルー調査で，本学が提示したデータ等に疑義等を生じた場合は，数値根拠等を明示して質疑するものとする。疑義等が妥当と認められた場合は，参加各事業者に本学の回答として提示する。

※4　ESCO 事業のエネルギー削減量は，既存各熱源機器等のベースとなるエネルギー使用量から残存既存機器等及び ESCO 事業で新たに設置する設備機器等のエネルギー使用量の合計を差し引いたものとする。

また，そのエネルギー削減額はエネルギー削減量にベースライン単価を掛けて算出した数値とする。

※5　各応募者が総合的に判断して設定した熱量及び運転時間等は応募者リスクとし，その設定根拠を数値等で本学に提出する。また，本学が提示した各種データ等の取扱いは，各応募者で判断すること。

上記以外で本学が必要と認めた資料については，ウォークスルー調査以降に閲覧は可能である。閲覧希望者は，施設企画係に閲覧希望資料の有無を確認し，閲覧希望日時を申し出ること。

なお，本学へのコピーの依頼等は一切受け付けないため，デジタルカメラ等を用意する等対応すること。

10　ESCO 事業契約に関する事項

優先交渉権者と本学は，ESCO 事業契約締結のための手続きを行う。

（1）　対象者

本学及び事業者

（2）　締結時期

令和２年８月３日（月）予定

（3）　ESCO 事業契約の概要

本募集要項，包括的エネルギー管理計画書に基づき，事業者が遂行すべき設計，省エネルギー改修工事及び施設管理等に関する業務内容や保証金額，支払方法等を定める。

また，本学と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し，相互の確認事項や方法及び時期等について明記する。